

○ 1号認定（教育標準時間認定）

控除額表

税額等による階層区分		控除額（月額）	
		3歳児	4歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
C	A階層を除き、当該年度	7,000円未満	0
D 1	分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民	7,000円以上19,000円未満	1,000
D 2	税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	19,000円以上32,000円未満	7,800
D 3		32,000円以上67,000円未満	12,000
D 4		67,000円以上92,000円未満	12,000
D 5		92,000円以上148,000円未満	12,000
D 6		148,000円以上260,000円未満	12,000
D 7		260,000円以上	12,000

備考

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合においては、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しない。
- 2 次の各号に掲げる扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下この項及び次項において同じ。）を有する者の市町村民税の額は、地方税法第314条の2に規定する所得控除の額に当該各号に定める額を合算した額を当該所得控除の額とみなして計算する。
  - (1) 16歳未満の扶養親族 330,000円に当該16歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
  - (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族 120,000円に当該16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
- 3 次の各号に掲げる扶養親族を有する者の市町村民税の額は、地方税法第314条の6第1項第1号のイ及び第2号のイに規定する額（以下「人的控除の差の合計額」

という。)に当該各号に定める額を合算した額を当該人的控除の差の合計額とみなして計算する。

- (1) 16歳未満の扶養親族 50,000円に当該16歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
- (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族 180,000円に当該16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
- 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者の市町村民税の額は、当該保護者の申請に基づき、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号、同条第3項及び第314条の6(寡婦又は寡夫に関する部分に限る。)の規定の例により計算する。
- 5 控除額(月額)において「3歳児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満4歳に達する者を、「4歳以上児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満5歳又は満6歳に達する者をいう。
- 6 7月21日から同月31日までの間に保育を利用しない場合は、その小学校就学前子どもの属する世帯の階層及びその小学校就学前子どもの年齢の区分により定めた額の20分の13の額を7月分の控除額とし、8月1日から同月31日までの間に保育を利用しない場合は、8月分の控除額を0円とする。
- 7 C階層からD7階層までの区分に属する世帯において、2人以上の小学校3年生以下の子どもを養育している場合で、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する者に係る控除額は、次のとおりとする。ただし、月の途中から養育を始めたことにより2人以上となる場合のその月の控除額については、この限りでない。
  - (1) 最も年齢が高い子ども(該当する子どもが2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)は、この表に定める額
  - (2) 前号に定める子ども以外の子どものうち、最も年齢が高い子ども(該当する子どもが2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)は、この表に定める額の2分の1の額
  - (3) 前2号に定める子ども以外の子どもは、無料
- 8 月の途中で入園した小学校就学前子ども(土曜日を除く当該月の開園日の初日(4月においては入園式実施日以前)に入園した者を除く。)又は月の途中で退園した小学校就学前子ども(土曜日を除く当該月の開園日の最終日に当たる日(3月においては25日以後)に退園した者を除く。)のその月に係る控除額については、その小学校就学前子どもの属する世帯の階層及びその小学校就学前子どもの年齢の区分により定めた額に、入園の場合はその月の入園日からの開園日数(土曜日を除く。以下この項及び次項において同じ。)を乗じて得た額を、退園の場合は退園日までの開園日数を乗じて得た額をそれぞれ20日で除した額とする。この場合において、開園日数は20日を上限とする。
- 9 7月の途中で入園し、又は退園した小学校就学前子どもの7月分の控除額については、前項の規定に定めるもののほか、次に定めるところにより算定した額とする。

- (1) 7月20日以前に退園した場合の7月分の控除額は、その小学校就学前子どもの属する世帯の階層及びその小学校就学前子どもの年齢の区分により定めた額の20分の13の額を限度とする。
- (2) 7月21日から同月31日までの間において保育を利用しない場合で、7月20日以前に入園したときの7月分の控除額は、その小学校就学前子どもの属する世帯の階層及びその小学校就学前子どもの年齢の区分により定めた額に、入園の日から7月20日までの開園日数を乗じて得た額を20日で除した額とする。この場合において、開園日数は13日を上限とする。
- 10 控除額の算定において100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 11 4月分から8月分までの控除額の決定に際してこの表の規定を適用する場合においては、同表中「当該年度分」とあるのは「前年度分」とする。

○ 2号・3号認定（保育標準時間認定）

控除額表

税額等による階層区分		控除額（月額）		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯	6,000	6,000	6,000
C	A階層を除き、当該	7,000円未満	10,100	6,100
D 1	年度分の市町村民	7,000円以上19,000円未満	13,100	7,100
D 2	税課税世帯であっ			
D 3	て、その市町村民税	19,000円以上32,000円未満	19,100	13,900
D 4	の所得割額の区分			
D 5	が次の区分に該当	32,000円以上67,000円未満	24,100	18,100
D 6	する世帯			
D 7		67,000円以上92,000円未満	37,100	18,100
		92,000円以上148,000円未満	45,100	18,100
		148,000円以上260,000円未満	48,100	18,100
		260,000円以上	53,100	18,100

備考

- 1 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しない。
- 2 次の各号に掲げる扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下この項及び次項において同じ。）を有する者の市町村民税の額は、地方税法第314条の2に規定する所得控除の額に当該各号に定める額を合算した額を当該所得控除の額とみなして計算する。
  - (1) 16歳未満の扶養親族 330,000円に当該16歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
  - (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族 120,000円に当該16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
- 3 次の各号に掲げる扶養親族を有する者の市町村民税の額は、地方税法第314条の6第1項第1号のイ及び第2号のイに規定する額（以下「人的控除の差の合計額」という。）に当該各号に定める額を合算した額を当該人的控除の差の合計額とみなし

て計算する。

- (1) 16歳未満の扶養親族 50,000円に当該16歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
- (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族 180,000円に当該16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
- 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者の市町村民税の額は、当該保護者の申請に基づき、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号、同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により計算する。
- 5 控除額（月額）において「3歳未満児」とは当該年度の4月1日において満4歳に達しない者を、「3歳児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満4歳に達する者を、「4歳以上児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満5歳又は満6歳に達する者をいう。
- 6 3歳未満児の小学校就学前子どもの属する世帯が、次のいずれかに該当する場合で、C階層に認定されたときの控除額は、この表の規定にかかわらず、9,100円とする。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
  - (2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
    - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - (3) 保護者等の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 7 C階層からD7階層までの区分に属する世帯において、2人以上の小学校就学前子どもを養育している場合で、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する者に係る控除額は、次のとおりとする。ただし、月の途中から養育を始めたことにより2人以上となる場合のその月の控除額については、この限りでない。
  - (1) 最も年齢が高い子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）は、この表に定める額
  - (2) 前号に定める子ども以外の子どものうち、最も年齢が高い子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）は、この表に定める額の2分の1の額
  - (3) 前2号に定める子ども以外の子どもは、無料
- 8 月の途中で入園した小学校就学前子ども（土曜日を除く当該月の開園日の初日（4

月においては入園式実施日以前)に入園した者を除く。)又は月の途中で退園した小学校就学前子ども(土曜日を除く当該月の開園日の最終日に当たる日(3月においては25日以後)に退園した者を除く。)のその月に係る控除額については、その小学校就学前子どもの属する世帯の階層及びその小学校就学前子どもの年齢の区分により定めた額に、入園の場合はその月の入園日からの開園日数(土曜日を除く。以下この項及び次項において同じ。)を乗じて得た額を、退園の場合は退園日までの開園日数を乗じて得た額をそれぞれ20日で除した額とする。この場合において、開園日数は20日を上限とする。

- 9 控除額の算定において100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 10 A階層及び第6項各号のいずれかに該当するB階層の控除額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。
- 11 4月分から8月分までの控除額の決定に際してこの表の規定を適用する場合においては、同表中「当該年度分」とあるのは「前年度分」とする。

○ 2号・3号認定（保育短時間認定）

控除額表

税額等による階層区分		控除額（月額）		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯	3,100	3,100	3,100
C	A階層を除き、当該	7,000円未満	7,100	3,100
D 1	年度分の市町村民	7,000円以上19,000円未満	10,100	4,100
D 2	税課税世帯であっ	19,000円以上32,000円未満	16,100	10,900
D 3	て、その市町村民税	32,000円以上67,000円未満	21,100	15,100
D 4	の所得割額の区分	67,000円以上92,000円未満	34,100	15,100
D 5	が次の区分に該当	92,000円以上148,000円未満	42,100	15,100
D 6	する世帯	148,000円以上260,000円未満	45,100	15,100
D 7		260,000円以上	50,100	15,100

備考

- 1 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しない。
- 2 次の各号に掲げる扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下この項及び次項において同じ。）を有する者の市町村民税の額は、地方税法第314条の2に規定する所得控除の額に当該各号に定める額を合算した額を当該所得控除の額とみなして計算する。
  - (1) 16歳未満の扶養親族 330,000円に当該16歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
  - (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族 120,000円に当該16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
- 3 次の各号に掲げる扶養親族を有する者の市町村民税の額は、地方税法第314条の6第1項第1号のイ及び第2号のイに規定する額（以下「人的控除の差の合計額」という。）に当該各号に定める額を合算した額を当該人的控除の差の合計額とみなし

て計算する。

(1) 16歳未満の扶養親族 50,000円に当該16歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

(2) 16歳以上19歳未満の扶養親族 180,000円に当該16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

4 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者の市町村民税の額は、当該保護者の申請に基づき、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号、同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により計算する。

5 控除額（月額）において「3歳未満児」とは当該年度の4月1日において満4歳に達しない者を、「3歳児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満4歳に達する者を、「4歳以上児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満5歳又は満6歳に達する者をいう。

6 3歳未満児の小学校就学前子どもの属する世帯が、次のいずれかに該当する場合で、C階層に認定されたときの控除額は、この表の規定にかかわらず、6,100円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

(2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者を有する世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(3) 保護者等の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

7 C階層からD7階層までの区分に属する世帯において、2人以上の小学校就学前子どもを養育している場合で、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する者に係る控除額は、次のとおりとする。ただし、月の途中から養育を始めたことにより2人以上となる場合のその月の控除額については、この限りでない。

(1) 最も年齢が高い子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）は、この表に定める額

(2) 前号に定める子ども以外の子どものうち、最も年齢が高い子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）は、この表に定める額の2分の1の額

(3) 前2号に定める子ども以外の子どもは、無料

8 月の途中で入園した小学校就学前子ども（土曜日を除く当該月の開園日の初日（4



月においては入園式実施日以前)に入園した者を除く。)又は月の途中で退園した小学校就学前子ども(土曜日を除く当該月の開園日の最終日に当たる日(3月においては25日以後)に退園した者を除く。)のその月に係る控除額については、その小学校就学前子どもの属する世帯の階層及びその小学校就学前子どもの年齢の区分により定めた額に、入園の場合はその月の入園日からの開園日数(土曜日を除く。以下この項及び次項において同じ。)を乗じて得た額を、退園の場合は退園日までの開園日数を乗じて得た額をそれぞれ20日で除した額とする。この場合において、開園日数は20日を上限とする。

- 9 控除額の算定において100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 10 A階層及び第6項各号のいずれかに該当するB階層の控除額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。
- 11 4月分から8月分までの控除額の決定に際してこの表の規定を適用する場合においては、同表中「当該年度分」とあるのは「前年度分」とする。